

## 高松市健康都市推進ビジョン（第3次）案パブリックコメント実施結果

本市では、令和7年1月20日（月）から2月19日（水）まで、「高松市健康都市推進ビジョン（第3次）案」に関するパブリックコメントを実施しました。いただいた御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を、以下のとおりまとめましたので公表いたします。

### (1) 意見総数 2件（2名）

### (2) いただいた御意見（要旨）をそれに対する市の考え方

※ 御提出いただいた御意見は、趣旨の変わらない範囲で、簡素化及び文言等の調整をしています。

	御意見（要旨）	市の考え方
1	<p>第5章ビジョンの推進施策 1. 個人の行動と健康状態の改善 ⑤喫煙の現状と課題（57ページ）の「社会環境の整備」について</p> <p>改正健康増進法に基づく受動喫煙対策に関し、望まない受動喫煙の防止の観点からも、「税制改正大綱」、「総務省自治税務局長通知」に基づいた分煙施設を、高松市が積極的に創出していただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>望まない受動喫煙の防止については、改正健康増進法の全面施行により、屋内外において適切な措置が講じられているものと認識している。望まない受動喫煙の防止という目的には賛同するところであり、そのためには更なる分煙環境の整備が必要であると考えます。</p> <p>令和6年度税制改正大綱には「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園などの場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間業者への助成制度の創設、その他必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする」と記載された。また、令和6年4月1日に発出された総務省自治税務局長通知「地方たばこ税の活用も含め、分煙施設の整備を積極的に進めていただくようお願いいたします」と記載されていることから、高松市が分煙環境整備を積極的に牽引することをお願いしたい。</p>	<p>本市では、喫煙禁止区域におきまして、吸い殻の散乱防止等に必要環境の整備を図るため、高松駅周辺などに、7か所の屋外喫煙所を設置しており、うち3か所は屋外分煙施設、4か所は灰皿のみの配置となっております。</p> <p>今後、たばこを吸う人も吸わない人も、快適な環境で過ごせるよう、他市の状況も参考にしながら、既存の喫煙所における分煙機能の付加や、民間事業者等による整備促進も視野に、人流の多い区域における、屋外分煙施設の整備を推進してまいりたいと存じます。</p>
2	<p>①P57-58について、健康増進法の改正に伴い、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止に必要な環境整備が推進されたことが禁煙の後押しになったと思料する。</p> <p>また、健康増進法では、地方公共団体の責務として、望まない受動喫煙の防止に必要な環境の整備を求めていることからP58の「分煙の推進」は、地域事業者だけでなく、行政においても取り組むべきと考える。</p> <p>②喫煙者にも配慮した公共の喫煙所整備をお願いしたい。</p> <p>（理由）</p> <p>①健康増進法第25条、26条の趣旨は、「喫煙しにくい環境をつくる」ことではなく、「望まない受動喫煙が生じないようにする」こととなっており、健康増進法の趣旨に基づいた記載とすべきだと思う。②令和6年4月1日に発出された、総務省自治税務局長通知「地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進について」に基づいた行政としての対応をお願いしたい。</p>	